

令和7年度第3回 武蔵村山市地域公共交通協議会 意見・対応(案)

No.	内容	対応(案) 資料や施策・事業番号は、資料3の番号
1	28ページ、事業2の心のバリアフリーの促進について、ねらいの1つ目に「公共交通を利用しづらいと感じている方への理解と配慮を促進」とあるが、利用しづらいと感じているのは高齢者や車いすで乗降に時間がかかる、あるいは小さい子やベビーカーがあるなどの理由で乗客に迷惑をかけるので乗りづらいということだと思う。こういった交通弱者たちにも周囲の乗客が理解し、心の助け合いを促していくことだと思うが、利用しづらい理由を書き足せないか。例えば「バスの乗降に時間がかかる際の周囲の理解と、気兼ねなく乗れる配慮を促進する」など、「利用しづらい」を少し補足していただきたい。	28ページ事業2に反映
2	24ページ、上位・関連計画の4つ目、「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた公共交通の基本方針」、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町で令和6年3月策定とある。そこに将来像があるが、その下に方針が示されていたと思う。この計画をまとめるにあたってはこういう基本方針があったということの足跡を残しておくためにも記載した方が良いのではないか。修正できるか確認したい。	24ページに反映
3	委員から指摘があったシェアサイクルについての意見を追記という話があつたが、事務局としては、この後、パブリックコメント、オープンハウスに進めていきたいということであるが、パブリックコメントの前に追加をするのか、現段階で行った上で最終的にシェアサイクル等の表記についてはパブリックコメント後に各委員に諮った上で修正するのか。	14ページ表2-8に反映